

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 年休5日の時季指定 —

Q: 年休を10日付与した社員が、次の付与日まで1ヶ月を切った時点でまだ4日しか消化していません。これから業務繁忙の時期で時季指定をすることが難しいため、先だっでの年末年始休暇に1日追加していた特別休暇を年休として計5日消化したとすることはできないでしょうか？

A: 平成31年4月の改正労働基準法では、**年休が10日以上付与される労働者**については、時季を定めて年休を**年5日以上消化**させることが義務化されています。また、使用者は時季を定めるだけでなく、**実際に消化させる必要**があります。

この年休の時季指定の趣旨は**年休の取得促進**ですので、例えば、

- 「①法定休日ではない**所定休日** や、
②**会社が独自に設けている有給の特別休暇**を労働日に変更し、その労働日について、**使用者が年休として時季指定**する」

という取扱いは**実質的に年休取得の促進**につながっており、望ましくありません(時季指定すべき年5日の年休からの控除もできません)。

なお、上記②の会社独自の有給の特別休暇については、

- * 取得理由や取得時季が自由
- * 年休と同じ要件で同じ賃金が支給される
- * 毎年付与され、付与日から1年間利用可能(未消化分はさらに次の1年間繰り越して取得可能)

というように、**実質的に法定の年休の日数を上乗せするもの**であれば、当該特別休暇を取得した日数分については、使用者が時季指定すべき年5日の年休日数から控除して差し支えありません。



法改正ニュース①

— 雇用保険料率の変更 —

(令和8年4月1日～)

◆令和8年3月31日まで

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{14.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{5.5}{1000}$
農林水産・清酒製造業	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$
建設業	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{11}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$

◆令和8年4月1日から

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{5}{1000}$
農林水産・清酒製造業	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
建設業	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$

法改正ニュース②

— 子ども・子育て支援金制度 —

(令和8年4月1日～)

子ども・子育て支援金は加入する医療保険ごとに保険料が決められ、令和8年4月分より医療保険料とあわせて事業主・被保険者から徴収されます。
※「子ども・子育て拠出金」(対象:厚生年金加入者・事業主が全額負担)とは別のものです。

【被用者保険(協会けんぽ等)加入者の場合】

支援金額(月額) ※賞与も対象	標準報酬月額・標準賞与額 ×支援金率(令和8年度・ 0.23%) ◎労使折半→実際の各負担額は 標準報酬月額・標準賞与額 ×0.23%×2分の1
負担時期	令和8年4月分～ (原則として翌月5月に支払う給与より天引き。賞与はその都度)